

「とうきょうの木」愛称マーク使用規則

多摩産材認証協議会(以下「協議会」という。)において作成した愛称「とうきょうの木」愛称マーク(以下「愛称マーク」という。)の適正な使用を確保し、「東京の木多摩産材」(以下「多摩産材」という。)の普及を促進するため、下記のとおり使用規則を定める。

1 目的

愛称マークは、協議会が認証する多摩産材を使用した製品(商品)等に使用することにより、消費者等への多摩産材の認知度とイメージの向上を図ることを目的とする。

2 使用者

(1) 範囲

- ① 協議会から利用事業者として認定された者
- ② 国、地方公共団体
- ③ 東京都農林水産振興財団
- ④ 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関等
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、協議会が特に認める団体等

(2) 責務

使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

3 事務取扱

愛称マーク使用に関する事務は、多摩産材認証協議会事務局が行う。

4 商標等権利

愛称マーク並びに愛称マークを含む商標及び模様等に係る一切の権利は、協議会が有する。

5 使用手続き

(1) 使用申請

愛称マークを販売する製品(商品)等に使用しようとする者は、「東京の木多摩産材認証制度実施要領」に基づき、あらかじめ利用事業者の認定を受けた上で、「『とうきょうの木』愛称マーク使用申請書(第1号様式)」に必要事項を記入の上、協議会に提出するものとする。

(2) 承認

① 基準

使用申請書の提出があった場合において、次のいずれかに該当する場合には愛称マークの使用を承認しないものとする。

- ア 多摩産材を使用しない製品(商品)に使用する場合
- イ 多摩産材のイメージ及び価値を害する恐れがある場合
- ウ 特定の政治、思想及び宗教活動等の目的に使用される恐れがある場合
- エ 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- オ 7に定める使用料の金額を納めない場合
- カ 前各号に掲げる場合のほか、1に規定する愛称マークの目的に反すると認められる場合

② 期間

- ア 愛称マークの使用承認期間は、(2)③アの使用承認書に定める期間(原則、承認の日から1年間)とする。使用承認期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。
- イ 使用者は、愛称マーク使用承認期間外に愛称マークを使用した製品(商品)等を製造、販売等をしてはならない。
- ウ 再度申請をせずに使用承認期間が終了した場合、使用者は在庫製品(商品)等に表示されている愛称マークをすべて破棄しなければならない。また、使用承認期間終了後に販売等した製品(商品)についても回収するなどして愛称マークを破棄なければならない。これに係る費用を協議会は負担しない。

③ 通知

- ア 協議会は、5(2)①の使用承認基準に基づいて愛称マーク使用の可否を判断し、使用を承認する場合は、「『とうきょうの木』愛称マーク使用承認書(第2号様式)」(以下「使用承認書」という。)を交付する。
- イ 使用を承認しない場合は、「『とうきょうの木』愛称マーク使用不承認書(第3号様式)」を交付する。

④ 取り消し

- ア 9の指示に使用者が従わない場合には、協議会は愛称マークの使用承認を取り消し、「『とうきょうの木』愛称マーク使用承認の取消について(第4号様式)」を交付する。
- イ 使用承認が取り消された場合、使用者は在庫製品(商品)等に表示されている愛称マークを全て破棄しなければならない。また、取り消し後に販売等した製品(商品)についても回収するなどして愛称マークを破棄なければならない。
- ウ 取消しにより生じた使用者等の損害を協議会は負担しない。また、協議会の損害は、使用者が負担するものとする。加えて、協議会に納付された使用料等費用を使用者に返還しない。

(3) 報告

使用者は、愛称マークを使用した際は、成果物がわかる資料(印刷物、写真等)、製造及び販売した数量等を「『とうきょうの木』愛称マーク使用の報告について(第5号様式)」により速やかに協議会に報告するものとする。

(4) 届出

多摩産材の普及等のために愛称マークを無償配布するパンフレットや物品などに使用しようとする者は、「『とうきょうの木』愛称マーク使用届出書(第6号様式)」に必要事項を記入の上協議会に提出するものとする。ただし、テレビ、新聞、雑誌などによる報道等や普及等を目的としない資料等に使用する場合は、この限りではない。

6 使用

(1) 範囲

愛称マークを使用できる範囲は、次のとおりとする。

- ① 多摩産材を使用した製品(商品)及びその包装など
- ② 多摩産材の普及やイメージ向上等のための広報媒体など
- ③ その他資料など

(2) 条件

使用者が愛称マークを使用できる条件は、次のとおりとする。

- ① 別途定める愛称マーク使用規格
- ② その他、協議会が付す条件

7 使用料金

使用料金は、令和 7 年 3 月 31 日まで無料とする。

8 調査等

- (1) 協議会は、使用状況等を確認するため使用者等を調査することができる。使用者等は、調査に協力をしなければならない。
- (2) 協議会は、調査に基づき、必要に応じて使用者等を指導することができる。使用者等は、指導に基づき改善に努めなければならない。
- (3) 協議会は、(1)、(2)の業務を第三者に委託することができる。

9 指導監督

(1) 改善指示

協議会は、使用者がこの使用基準を順守せずに愛称マークを使用している場合は、「『とうきょうの木』愛称マーク使用状況の改善指示について(第8号様式)」により承認

後であっても使用者に改善を指示することができる。使用者は、協議会の改善指示に従わなければならない。なお、改善に係る費用等を協議会は負担しない。

(2) 使用停止

次のいずれかに該当する場合、協議会は使用者に対し、「『とうきょうの木』愛称マーク使用中止について(第7号様式)」により使用停止を要請することができる。なお、協議会は、使用停止に係る費用等の負担をしない。

- ① 多摩産材のイメージ及び価値を害する恐れがある場合
- ② 特定の政治、思想及び宗教活動等の目的に使用される恐れがある場合
- ③ 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- ④ 前各号に掲げる場合のほか、1に規定する目的に反すると認められる場合

(3) 問題への対応

ア 愛称マークの使用に起因する問題が起った場合、協議会は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際には、使用者は速やかに協議会に報告するとともに、対策を講じなければならない。

イ 協議会は、使用者に対し問題への対策を講ずることを指示することができる。

10 その他

この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、協議会と使用者が協議して定める。

附則 この使用規則は、令和4年3月15日から施行する。

第1号様式(5(1)関係)

年 月 日

「とうきょうの木」愛称マーク使用申請書

多摩産材認証協議会会長 殿

(申請者)

住所

事業者名

代表者名

印

「とうきょうの木」愛称マーク使用規則5(1)の規定に基づき、愛称マークの使用を申請します。なお、同使用規則8の規定にもとづく協議会の調査等に対して、協力をします。

記

1 認定番号(利用事業者) :

2 使用製品(商品)

- ※ 使用する予定の製品(商品)の写真もしくは絵、図などを可能であれば添付してください。
- ※ 数量は、予定、見込もしくは想定できる範囲でご記入ください。愛称マーク使用許可の数量ではありませんので、承認期間内にこの数量を上回っても愛称マークの使用に差支えはありません。
- ※ 書ききれない場合は、別紙(様式自由)に製品(商品)名と数量をご記載ください。

第2号様式(5(2)③ア関係)

「とうきょうの木」愛称マーク使用承認書

殿

年　月　日付けで申請のあった「とうきょうの木」愛称マークの使用について、
「とうきょうの木」愛称マーク使用規則5(2)③アの規定に基づき、下記条件を付して承認し
ます。

記

1 使用製品(商品)

製品(商品)	承認番号	製品(商品)	承認番号

2 使用承認期間

承認の日から1年間

3 使用条件

- (1) 次のいずれかに該当することが確認された場合、承認を取り消すことがあります。
- ① 多摩産材を使用しない製品(商品)に使用する場合
 - ② 多摩産材のイメージ及び価値を害する恐れがある場合
 - ③ 特定の政治、思想及び宗教活動等の目的に使用される恐れがある場合
 - ④ 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
 - ⑤ 「とうきょうの木」愛称マーク使用規格に違反した場合
 - ⑥ 多摩産材認証協議会(以下、「協議会」という。)の改善指示等に従わない場合
 - ⑦ 使用者が、利用事業者でなくなった場合
 - ⑧ その他、「とうきょうの木」愛称マーク使用規則の目的に反すると認められる場合
- (2) 愛称マークの使用に起因する問題が起こった場合、速やかに協議会に報告するとともに、対策を講じること。なお、協議会はその問題の責任を負いません。

- (3) 再度申請せずに使用承認期間が終了した場合、在庫製品(商品)の愛称マークを全て破棄してください。また、承認期間終了後、販売等した製品(商品)についても回収するなどして愛称マークを破棄してください。
- (4) (1)～(3)に係る損害や費用等を、協議会は負担いたしません。

4 報告

使用承認期間終了後、愛称マークを使用した製品(商品)がわかる資料(印刷物、写真等)、製造および販売した数量等を協議会に報告してください。

年 月 日

多摩産材認証協議会

会長

印

第3号様式(5(2)③イ関係)

「とうきょうの木」愛称マーク使用不承認書

殿

年 月 日 付けで申請のあった「とうきょうの木」愛称マークの使用について、「とうきょうの木」愛称マーク使用規則5(2)③イの規定に基づき、愛称マークの使用を承認しません。

年 月 日

多摩産材認証協議会

会長

印

第4号様式(5(2)④ア関係)

「とうきょうの木」愛称マーク使用承認の取消しについて

殿

年 月 日付で承認した「とうきょうの木」愛称マークの使用について、「とうきょうの木」愛称マーク使用規則5(2)④アの規定に基づき、承認を取り消します。

記

1 使用の承認を取り消す製品(商品)

製品(商品)	承認番号	製品(商品)	承認番号

2 取消理由

3 その他

- (1) 在庫製品(商品)等に表示されている愛称マークを全て破棄してください。
- (2) 取り消し後に販売等した製品(商品)についても回収するなどして愛称マークを破棄してください。
- (3) (1)、(2)に係る費用のほか、取り消しにより生じた損害を多摩産材認証協議会(以下、「協議会」という。)は、負担しません。
- (4) 取消により協議会に損害を生じた場合は、全て使用者が負担してください。
- (5) 協議会は、納付された費用を返還しません。

年 月 日

多摩産材認証協議会

会長

印

第5号様式(5(3)関係)

年 月 日

「とうきょうの木」愛称マーク使用の報告について

多摩産材認証協議会会長 殿

(申請者)

住所

事業者名

代表者名

印

「とうきょうの木」愛称マーク使用規則5(3)の規定に基づき、愛称マークの使用を報告します。

記

1 認定番号(利用事業者) :

2 承認期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

3 使用製品(商品)

※ 使用した製品(商品)の写真などを必ず添付してください。

※ 数量は、承認期間中の販売数量ではなく、製造若しくは入荷数量を必ずご記載ください。

※ 書ききれない場合は、別紙(様式自由)に製品(商品)名と数量をご記載ください。

第6号様式(5(4)関係)

年 月 日

「とうきょうの木」愛称マーク使用届出書

多摩産材認証協議会会長 殿

(申請者)

住所

事業者名

代表者名

印

「とうきょうの木」愛称マーク使用規則5(4)の規定に基づき、愛称マークの使用を届出ます。なお、同使用規則8の規定にもとづく協議会の調査等に対して、協力します。

記

1 使用目的

2 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 使用物品·数量

※ 使用する予定の物品等の写真もしくは絵、図などを可能であれば添付してください。

※ 数量は、予定、見込むしくは想定できる範囲でご記入ください。

第7号様式(5(5)関係)

「とうきょうの木」愛称マーク使用中止について

殿

年 月 日付けで承認・届出のあった、「とうきょうの木」愛称マークの使用について、「とうきょうの木」愛称マーク使用規則9(2)の規定に基づき、中止してください。

記

1 使用を中止する物品等

物品等	数量	物品等	数量

2 使用中止の理由

3 その他

- (1) 物品等に表示されている愛称マークを全て破棄してください。
- (2) 中止要請後、配布した物品等についても回収するなどして愛称マークを破棄してください。
- (3) (1)、(2)に係る費用のほか、中止により生じた損害を多摩産材認証協議会は、負担しません。

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長

印

第8号様式(9(1)関係)

「とうきょうの木」愛称マーク使用状況の改善指示について

殿

年 月 日付けで承認した「とうきょうの木」愛称マークの使用について、「とうきょうの木」愛称マーク使用規則9(1)の規定に基づき、改善を指示します。

記

1 使用製品(商品)

製品(商品)	承認番号	製品(商品)	承認番号

2 改善内容

3 改善期限

年 月 日まで

4 その他

- (1) 上記の改善期限までに、改善状況を協議会に報告してください。
- (2) 協議会は、改善に係る費用等を負担しません。
- (3) 十分な改善が認められない場合は、承認を取り消す場合があります。

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長

印